

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県個人情報保護条例第25条（平成17年新潟県条例第2号）第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年7月1日新潟県教育委員会告示第22号）の一部を次のとおり改正し、平成27年2月20日以降に実施する検査等から適用する。

平成27年2月20日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた項目を加える。

改正後				改正前			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
(略)				(略)			
県立高等学校入学者選抜学力検査（一般選抜・欠員補充のための2次募集）及び学校独自検査（一般選抜）	不合格者に係る各教科の得点及び教科の合計得点並びに <u>学校独自検査の得点</u>	合格発表の日から1か月間	各県立高等学校	県立高等学校入学者選抜学力検査（一般選抜・欠員補充のための2次募集）	学力検査の不合格者に係る各教科の得点及び教科の合計得点	合格発表の日から1か月間	各県立高等学校
県立高等学校入学者選抜学力検査及びその他の検査（海外帰国生徒等特別選抜）	不合格者に係る各教科の得点及び教科の合計得点並びに <u>その他の検査の得点</u>	合格発表の日から1か月間	各県立高等学校				